

介護サービス事業者に係る体制等に関する届出（加算・減算届）について

1 加算届について

(1) 提出書類

ア 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・ その他添付することとされている書類

イ 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス・通所型サービス

- ・ 第1号事業支給費算定に係る届出書＜指定事業者用＞
- ・ 第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表
- ・ その他添付することとされている書類

※ 「体制等状況一覧」は届出対象となる体制等の項目にのみ○をつけてください。○のない項目は、以前に提出されたものと同じ内容として継続します。また、当該サービスの掲載されているページだけを提出してください。

(2) 締切日について

加算届（介護報酬が増える全ての届出）の締切は、次のとおりとなっています。

ア 訪問・通所系サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護型ヘルプサービス、生活支え合い型ヘルプサービス、介護予防型デイサービス、短時間型デイサービス

毎月 15日まで（15日が閉庁日の場合は直後の開庁日）

イ 施設・居住系サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

毎月 月初まで

（算定は月初のみ当月から可。月初が閉庁日の場合は、直後の開庁日）

(3) 留意事項

- ア **締切を1日でも過ぎると1箇月遅れの算定開始となります。**
- イ 電子申請届出システム又は郵送で御提出ください（当日消印有効）。
- ウ 提出書類の不足や、記載内容に誤りがある場合は受理できません。締切には余裕を持って提出してください。
- エ 利用者及び居宅介護支援事業者等には、あらかじめ、加算の算定を開始することを周知してください。
- オ 締切日には例外もありますので、御注意ください。
例：介護職員等処遇改善加算 …算定月の前々月末まで
緊急時訪問看護加算 …提出した日から算定
- カ 郵送であって受領確認が必要な場合は、副本及び返信用封筒（返送先住所を記載し、切手を貼り付けたもの）を同封してください。
- キ 提出前に、様式及び添付書類を介護ケア推進課ホームページで確認してください。

【ホームページ（介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算・減算届）について）】

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000134240.html>

（「京都市」「介護」「加算」でキーワード検索できます。）

2 介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）について

処遇改善加算は、平成24年度報酬改定において、介護職員の安定的確保及び資質の向上の観点から、従前実施していた介護職員処遇改善交付金と同様の仕組みで創設されました。算定する介護サービス事業者においては、加算取得前又は前年度の賃金水準以上の賃金改善を行う必要があります。

加えて、令和元年度報酬改定により、介護職員の確保・定着につなげるため、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる介護職員等特定処遇改善加算が創設され、また、令和4年度介護報酬改定によって、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置として、令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されています。

さらには、令和6年度報酬改定により、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月から各加算の一本化及び加算率の引き上げが行われました。

令和8年度報酬改定においては、介護職員のみならず介護従事者を対象とし、幅広く3.3%（月額1万円）引き上げを実現するとともに、介護職員についても最大6.3%（月額1.9万円）引き上げるため、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分の創設及び訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等においても処遇改善加算が新設されています。

(1) 処遇改善加算等の届出

加算を取得しようとする場合は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所ごとに、処遇改善加算等の処遇改善計画書を介護ケア推進課へ提出してください（毎年度届出が必要です）。

この際、複数の事業所を有する場合は、処遇改善加算等の改善計画書を一括して作成し、介護ケア推進課に届け出ることができます。

なお、年度の途中で新たに加算の算定を受けようとする場合は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、また年度途中で区分変更する場合、訪問・通所系サービスは前月15日まで、施設・居住系サービスは当月1日までに、介護ケア推進課への届出が必要となります。

(2) 処遇改善加算の実績報告書の提出

毎年度、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（事業の廃止、休止等がない場合は、**7月末**）までに、介護ケア推進課へ実績報告書を提出してください。

なお、年度の途中で事業所を廃止する場合は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。

(3) 届出内容に変更が生じた場合

計画書の作成単位、届出に係る事業所等の増減、当該加算に係る就業規則の改正、キャリアパス要件等の適合状況の変更、介護福祉士の配置等要件に関する適合状況の変更による加算区分の変更が生じた場合は、処遇改善加算の変更届出書を提出してください。

【ホームページ（介護職員処遇改善加算等）】

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000201291.html>

（「京都市」「介護」「処遇」でキーワード検索できます。）

(4) 相談窓口

○株式会社エイデル研究所（府受託会社）

TEL：075-253-0201（平日 10 時 30 分～16 時 30 分）

※算定要件や取得方法、計画書及び実績報告書の作成に係るご相談

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

TEL：050-3733-0222（9 時 00 分～18 時 00 分（土日含む））

※処遇改善加算の要件、制度に関する問い合わせ

(5) 取得支援セミナー・個別相談会（京都府）

京都府では、処遇改善加算等の疑問・不安の解消を目的に、セミナーや相談会を実施しています。令和8年度も実施予定であり、詳細は決まり次第、京都府ホーム

ページで案内されます。

【京都府ホームページ】

<https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/tokuteishoguukaizen.html>

3 減算及び加算の取下げについて

減算及び加算の取下げに関する届出については、事実が発生した場合、速やかに提出してください。

(1) 提出書類

ア 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

イ 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス・通所型サービス

- ・ 第1号事業支給費算定に係る届出書＜指定事業者用＞
- ・ 第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表

(2) 留意事項

- ・ 京都市に届出なく、国民健康保険団体連合会に減算で報酬請求を行った場合、支払が遅れる等の不都合が生じます。
- ・ 電子申請届出システム又は郵送で御提出ください。なお、受理通知は行いませんので、受理確認が必要な場合は、副本及び返信用封筒（郵便番号、住所、事業所名を記載し切手を貼ったもの）を同封してください。後日受付印を押印し、返送します。

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算とは、正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において前6箇月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（注）のいずれかで、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合に、減算適用期間の全ての居宅介護支援費について、1箇月につき200単位を所定単位数から減算するものです。

各居宅介護支援事業所においては、本減算制度の趣旨を踏まえ、居宅サービス計画に位置付ける事業者が特定の法人に不当に偏ることのないよう、公正中立で適切な居宅介護支援業務の遂行をお願いします。

（注）平成30年4月1日から対象サービスが4サービスに変更されています。

1 判定期間、京都市への提出期限、減算適用期間について

区分	判定期間	介護ケア推進課への提出期限	減算適用期間
前期	3月1日～ 8月31日	9月15日 (必着)	10月1日～ 翌年3月31日
後期	9月1日～ 翌年2月末日	3月15日 (必着)	4月1日～9月30日

2 提出方法等

全ての居宅介護支援事業所は、毎年度、前期及び後期ごとに「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」により減算が必要かどうかの判定を行います。

その結果、紹介率最高法人が提供するサービスの占める割合が80%を超える場合は、下記のとおり、必要書類を提出してください。

(1) 提出期限

上記1「介護ケア推進課への提出期限」参照

(2) 提出書類

- 「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」（様式1）
- 「正当な理由に関する説明書」（様式2）

※ 紹介率最高法人が位置付けられた割合が80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合に必要です。

(3) 提出方法 スマート申請（電子申請）

※ 提出後、受付完了のメールが自動送信されます。

3 正当な理由⑤の取扱いについて

正当な理由⑤の具体的な運用について、別に取扱いや事務手続を定めています。

(事務手続の概要)

ア 居宅介護支援事業所は、ホームページに掲載する、「集中減算における正当な理由について」の可否が「○」となっているサービス提供事業所で、該当する利用者から当該事業所の利用希望があることにより、やむを得ず割合が80%を超える場合には、理由書を利用者から徴取します。

イ 居宅介護支援事業所は、利用者の居住地の地域包括支援センターに対し、利用者の状態像が正当な理由に合致しているか、電話等で確認を行います。

ウ 地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所から伝えられた情報に基づき、利用者の状態像が正当な理由⑤に該当するか確認を行い、その結果を回答します。

エ 居宅介護支援事業所は確認内容を「居宅介護支援経過」に記録します。

オ 居宅介護支援事業所は、判定期間終了後、提出期限までに減算の届出を行います。

※ 提出する際に、居宅介護支援経過及び理由書の写しを添付する必要はありませんが、保存する必要があります。

詳細については、次のホームページを確認してください。

【ホームページ（居宅介護支援特定事業所集中減算（判定期間が平成30年4月1日以降分）の取扱いについて）】

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000186937.html>
（「京都市」「介護」「集中減算」でキーワード検索できます。）

4 留意事項

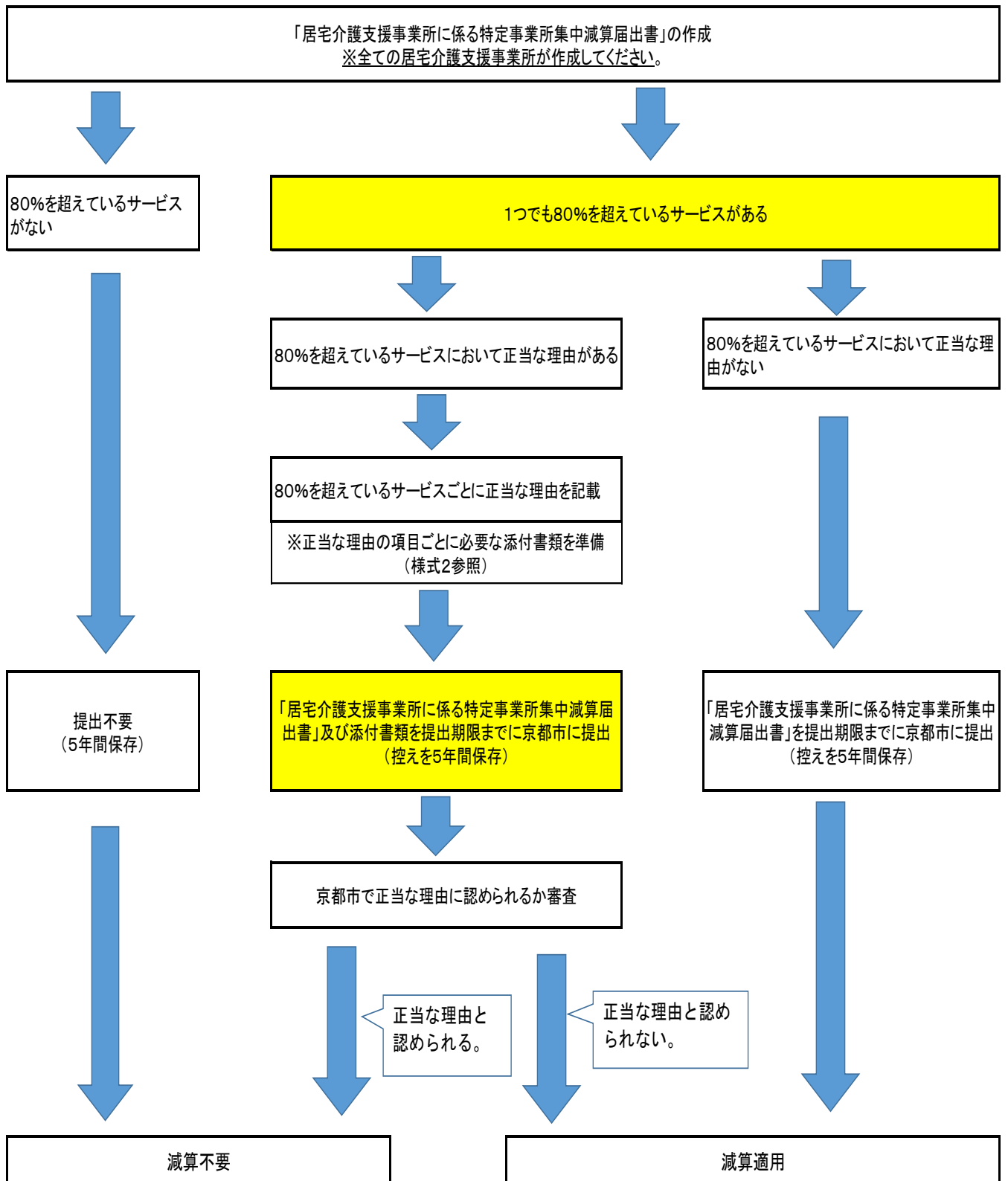
※ 提出期限を厳守してください。1日でも過ぎた場合は、たとえ正当な理由がある場合でも減算適用となりますので、十分注意してください。

※ また、対象サービスのいずれかが紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が80%を超えている場合は、80%を超えているサービス全てについて届出書の提出が必要となります。例えば、計画数が1件のみのサービスがある場合も、期限までに提出がない場合は減算適用となりますので、注意してください。

※ 提出前に、計算間違いがないか改めて御確認ください。

※ 京都市独自の正当な理由を変更する場合は、改めてホームページでお知らせします。
正当な理由の取扱いについてはホームページを参照してください。

居宅介護支援における特定事業所集中減算に係るフロー図



参考資料

計算方法及び提出書類について

(対象サービス)に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

(対象サービス)を位置付けた計画数

対象サービスのいずれかが80%を超える場合は、届出の対象

いずれも80%を超えない場合、届出は不要

【様式1】特定事業所集中減算届出書

【様式2】正当な理由に関する説明書
(※正当な理由がある場合)



- 京都市長へ提出
- 実地指導時等に提示

【様式1】特定事業所集中減算届出書

を作成し、5年間保存。



- 実地指導時等に提示

(計算例) 判定期間内に訪問介護を位置付けた計画数が11件の場合

計画	利用者	事業所名	法人名	法人カウント
1	Aさん	エ	□	□法人 1件
2	Bさん	イ ウ	△ △	△法人 1件
3	Cさん	ア ウ	○ △	○法人 1件 △法人 1件
}	}	}	}	}
11	Kさん	ア	○	○法人 1件
11 (総計画数)				○法人 9件(紹介率最高法人) △法人 2件 □法人 1件

○法人開設：ア事業所 △法人開設：イ事業所、ウ事業所 □法人開設：エ事業所

9件(訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数)

= 81.81...

11件

(訪問介護を位置付けた計画数)

※計算上の留意事項

①「〇〇を位置付けた計画数」(=分母)は、利用者1人につき1件となります。

居宅サービス計画にサービスが位置付けられても、利用実績がない月は算定から除きます。

②「〇〇に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」(=分子)は、同一サービスについて、2箇所以上の事業所を利用する居宅サービス計画を作成し、それらの事業所を同一法人が開設する場合は1件とします。

③介護予防支援は計画数に含みません。

④計算結果は、小数点以下の端数処理を行わず、「80%」を超えるか判定をしてください。

(例) 81.8181...% → 減算

80.0...% → 減算にならない

訪問介護事業所における同一建物減算（１２％減算）について

正当な理由なく、指定訪問介護事業所で、算定日の属する月の前６か月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に提供されたものの占める割合が１００分の９０以上である場合、当該利用者に対する指定訪問介護サービス１回につき所定単位数の１００分の８８に相当する単位数を算定します。

同一敷地内建物等に居住する利用者へサービス提供を行う訪問介護事業所においては、年２回の判定期間に計算を行い、９０％以上である場合には、減算及び京都市への届出が必要となります。

１ 判定期間、京都市への提出期限、減算適用期間について

区分	判定期間	介護ケア推進課への提出期限	減算適用期間
前期	３月１日～ ８月３１日	９月１５日	１０月１日～ 翌年３月３１日
後期	９月１日～ 翌年２月末日	３月１５日	４月１日～９月３０日

２ 提出方法等

全ての訪問介護事業所は、毎年度、前期及び後期に「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」によりサービス（訪問介護、介護型ヘルプ、生活支え合い型ヘルプ）ごとに、当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の割合を計算し、減算が必要かどうかの判定を行います。

その結果、９０％以上である場合は、下記のとおり、必要書類を提出してください。

（１）提出期限

上記１「介護ケア推進課への提出期限」参照

（２）提出書類

ア 継続して９０％以上である場合

- ・ 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙様式１０）

イ 新たに減算が適用となる場合又は減算の適用がなくなる場合は上記計算書に加え

て下記書類もご提出ください。

＜訪問介護＞

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

＜介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス＞

- ・ 第1号事業支給費算定に係る届出書＜指定事業者用＞
- ・ 第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表

(3) 提出方法

スマート申請

3 正当な理由について

減算の適用を受けない正当な理由については、以下のとおりです。

- a：特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- b：判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- c：その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

※提出期限を1日でも過ぎた場合は、たとえ正当な理由がある場合でも減算適用となりますので十分注意してください。

詳細については、次のホームページを確認してください。

ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000333890.html>
(「京都市」「訪問介護」「同一建物減算」でキーワード検索できます。)